



平成 26 年 12 月 25 日

各 位

株式会社ザ・トーカイ

ガス事業法違反に対する是正措置の完了について

弊社は、平成 26 年 9 月 4 日、関東経済産業局より、簡易ガスの事業許可を受けて供給している地点群に隣接した集合住宅で、ガス事業法（以下「法」とします。）の地点増加許可を受けずに事業を実施している事実を確認したとして厳重注意を受けた集合住宅群について、是正措置が完了しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

是正措置及び再発防止策の内容の報告及び結果の報告

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 是正措置及び再発防止策の内容の報告 | 平成 26 年 10 月 2 日 |
| (2) 是正措置及び再発防止策の結果の報告 | 平成 26 年 12 月 3 日 |

報告した再発防止策の周知・教育を含めた再発防止体制の整備を今後も徹底致します。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

株式会社ザ・トーカイ リビング事業部 営業管理部 簡易ガス管理課 担当 外岡
TEL : 054-273-4833

【報道関係の方からのお問い合わせ】

株式会社TOKAIホールディングス 広報・IR室 担当 谷口
TEL : 054-273-4878